

子どもたちが

新型コロナウイルスに

感染したとき——学校の対応

地域の皆さんへのお願い
不確かな情報や人を傷つける行為から
子どもたちを守るために——

小・中学校の児童・生徒が 感染した場合の対応

- ①児童・生徒に感染者が出た場合、3～4日間程度は、臨時休業（学校閉鎖）にします。臨時休業中に、関係者へのPCR検査を実施するとともに、学校の消毒作業を行います。
- ②感染者は、治癒するまで出席停止にします。濃厚接触者は、PCR検査の結果が陰性であっても、感染者と最後に接触した日の翌日から最長で2週間の出席停止にします。

※状況の変化により、今後も対応の変更を行う場合があります。

感染者発生時の公表

教育委員会として、感染者の保護者に同意の確認を取り、感染者が在籍する学校名のみ公表する方針です。

学年、年齢、性別については公表しません。

学校名を公表する理由は、次のとおりです。

- ①さまざまな情報が広まり、憶測や詮索などが行われることを防ぐとともに、各学校に、学校を特定しようとする問い合わせが殺到することを抑え、学校が臨時休業や授業再開に向けた業務に集中できるようにするためです。
- ②児童・生徒は、生活の中で地域の皆さんと触れ合っています。地域に、児童・生徒を地域の方々と協力して守るためです。個人を特定しようと詮索したり、不確かな情報を拡散させて人を傷つけたりする恥ずかしい行為などから、児童・生徒を守っていただくようご協力をお願いします。

就学援助制度

新入学の準備・学用品・給食費・修学旅行などの費用を援助します——

問い合わせ 総務学事課 ☎59-2185

経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品や給食などの費用を援助する制度があります。

- ①生活保護の受給
- ②生活保護が停止、または廃止されている
- ③市民税が非課税または減免、個人事業税が減免、固定資産税が減免されている（家屋新築による減額ではありません）
- ④国民年金の掛金が免除されている

- ⑤国民健康保険料が減免または徴収猶予されている
 - ⑥児童扶養手当を受けている（児童手当ではありません）
 - ⑦生活福祉資金の貸し付けを受けている
 - ⑧雇用保険の失業給付を受けている
 - ⑨経済的に就学が困難である
- ※⑨は、生活保護法に準じて計算した収入認定額が需要額の1・2倍未満が対象となります。

援助費目

認定されれば、次の項目が援助費として支給されます。

- 学用品費
- 学習に直接必要なもの
- 校外活動費
- 参加するために直接必要な見学料、交通費など
- 新入学児童・生徒学用品費など
- 新入学に要するもの
- 新小学1年・新中学1年を対象に入学前の3月中旬ごろに支給します。
- ※2月6日(土)以降に申請された場合は、入学後の支給となります。

医療費
学校で治療の指示を受けた場合、その治療に要する医療費
※一部の費目だけが対象となる場合があります。

申請受付期間
○令和3年度分
1月4日(月)～2月5日(金)
令和2年度分申請は随時受け付けています。

提出先
※申請受付期間内に必要書類を提出できない場合は、相談してください。

総務学事課または就学（予定）先の小・中学校

令和3年度から中学校で使う教科書を選びました——

問い合わせ 総務学事課 ☎59-2185

市内の小・中学校の児童・生徒が使用する教科書は、教育委員会が前年度の8月31日までに採択することとなっています。

○採択の結果

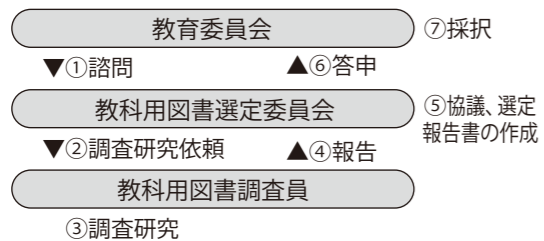
「令和3年度大竹市使用教科用図書採択基本方針」に基づいて採択した結果は、表のとおりです。（採択結果などは、市ホームページにも掲載しています）

なお、採択された教科書は、市立図書館で閲覧できます。

採択結果

種目	発行者	種目	発行者	
国語	東京書籍	音楽 一般	教育芸術社	
書写	東京書籍		器楽合奏	教育芸術社
社会	地理的分野	東京書籍	美術	光村図書出版
	歴史的分野	東京書籍	保健体育	学研教育みらい
	公民的分野	東京書籍	技術分野	開隆堂出版
地図	帝国書院	技術家庭	家庭分野	東京書籍
数学	学校図書	英語	東京書籍	
理科	東京書籍	道徳	日本文教出版	

教科書採択のしくみ



令和3年度年間予約

総合体育館 晴海臨海公園 さかえ公園

問い合わせ 生涯学習課 ☎53-6677

大会などで総合体育館・晴海臨海公園・さかえ公園を使用する場合、年間の利用予約を受け付け、調整を行っています。（重複があった場合は利用調整会議を行います）

利用を希望する場合は、総合市民会館に備え付けの用紙で提出してください。

提出場所

総合市民会館総合受付

提出期限 1月22日(金)

利用調整会議 1月29日(金)

※対象団体には改めて連絡します。

入学したい学校へ——

学校選択の結果



問い合わせ 総務学事課 ☎59-2185

令和3年度に新入学する予定の児童・生徒で、入学したい学校が選べる「学校選択制」の申し込み結果は、次のとおりです。

申請期間

令和2年11月2日～11日

いずれの学校も抽選を実施しました。

なお、学校選択希望申請期間満了後（令和2年11月12日以降）市外から転入した方で、希望校の受け入れが可能な場合は、学校選択の申請ができますので問い合わせてください。

学校選択希望申請結果

（令和2年12月8日現在）

小学校	
学校名	1年
玖波	0
小方	0
大竹	5

中学校	
学校名	1年
玖波	2
小方	10
大竹	4

指定校変更・区域外就学
学校選択制のほか、保護者の申し出により、別の学校に就学できる制度があります。

○指定校変更

市内で、学校区外に住所を移した場合（【例】大竹小学校区の新町地区から小方小学校区の小方地区へ）、原則転校する必要がありますが、引き続き通学している学校に行くことができる制度です。

また、いじめなど、教育上の諸問題でお悩みの場合でも申請することができます。

○区域外就学

市外に住所を移した場合、転校する必要がありますが、学期途中であれば学期末まで、また最終学年（小6、中3）であれば卒業までなど、引き続き通学している学校に行くことができる制度です。

なお、いずれの制度も通学などは、保護者の責任でお願いします。